令和２年度

西都市市民提案型まちづくり事業補助金

利用の手引き

西都市市民協働推進課

目　　次

Ⅰ　市民提案型まちづくり事業補助金の趣旨　…　1

Ⅱ　補助の区分と補助対象　…　2
１．補助の区分と補助率等
２．補助対象額
３．補助申請ができる団体
４．補助金の交付対象となる事業

Ⅲ　申請手続　…　5
１．申請方法
２．申請期間
３．申請に当たって

Ⅳ　補助対象事業の審査　…　7
１．予備審査
２．本審査
市民提案型まちづくり事業補助金審査の流れ

Ⅴ　補助金の交付　…　13
１．補助金の決定
２．補助金の交付
３．結果の公表
４．本補助金の広報

Ⅵ　実績報告及び補助金額の確定　…　14
１．実績報告
２．補助金額の確定等
３．補助金の返還
４．実績の公表

Ⅶ　その他　…　16
１．事業計画等の変更
２．代表者等の変更
３．関係書類の整理等
４．補助金に関わる会計等

Ｑ＆Ａ　…　17

市民提案型まちづくり事業補助金交付事業の流れ

Ⅰ　市民提案型まちづくり事業補助金の趣旨

現在、社会情勢の変化から生み出される様々な課題に対し、自主的な活動で応えていこうとしている市民の方々がおられます。

こうした市民活動団体等は、西都市にとって大切な財産であり、その活動に大きな期待を寄せているところであります。

そこで、西都市は「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して本市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行うことで活動の活性化を図り、市民の力が存分に発揮される協働型社会を築いていくことを目指しています。

Ⅱ　補助の区分と補助対象

１．補助の区分と補助率等

区分	内容	補助率等
初期活動 サポートコース	市民活動団体等が公益的な活動を開始するため、または、設立５年以内の市民活動団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。	補助対象額の９０％以内３０万円（２回目は２７万円、３回目は２４万円）以下
西都づくり サポートコース	市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり（地域の課題解決、イベントを含む。）のために行う事業に対し補助を行います。	補助対象額の８０％以内５０万円（２回目は４５万円、３回目は４０万円）以下

区分については、申請の際に、内容に応じて申請団体に選んでいただきます。

同一団体における同一内容の事業に対する補助金の交付は、各区分を通じて３回までです。

２．補助対象額

補助対象額は、次の経費の合計額となります。

経費の種類	内　　容
人件費	事業実施のために支払われた賃金。ただし、団体構成員及び団体より常時雇用されている者に支払われたものを除く。
報償費	事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等
旅費	講師、専門家、参加者等の不可欠と認められる旅費
需用費	ちらし、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品、被服類等の購入費等
役務費	運搬に係る経費、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等
備品購入費	事業実施のため不可欠と認められる備品購入費用。 ただし、初期活動サポートコースは補助対象額の 50%以内、西都づくりサポートコースについては５万円以内

次の経費等は事業に要する経費として認めますが、**補助の対象になりません。**

ⅰ 食糧費（専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代に限る。）

ⅱ 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用等）

ⅲ 家賃（敷金及び礼金等を含む。）

また、次の経費等は**事業に要する経費としては認められません。**

Ⅰ 食糧費（専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代は除く。）

Ⅱ 商品券等の金券の購入代金

Ⅲ 記念品購入等の経費（参加賞を含む。）

Ⅳ 不動産の取得、造成、補償に係る経費

Ⅴ 団体の経常的な運営に係る経費

（経常的な事務局経費など。ただし、初期活動サポートコースについては除く。）

Ⅵ 領収書等により実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費

Ⅶ その他事業実施に直接関わらない経費、社会通念上適切と認められない経費

３．補助申請ができる団体

補助金交付申請ができる市民団体等（自治公民館を除く。）は、次の条件をすべて満たす団体です。

① 公益的な活動を行い、又は行おうとしている団体

② 構成員数が５人以上で、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員としている団体

③ 主たる活動の場が市内にある団体

ただし、次に掲げる団体は申請することができません。

ⅰ 営利を目的とする団体

ⅱ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする団体

ⅲ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体

ⅳ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

ⅴ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

ⅵ 上記の条件ほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体

４．補助金の交付対象となる事業

補助金の交付対象となる事業は、前述の補助申請ができる団体が行う事業で、次の条件をすべて満たす事業です。

① 特定非営利活動促進法（ＮＰＯ法）に掲げる次の活動に伴う事業であること。

１ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
２ 社会教育の推進を図る活動
３ まちづくりの推進を図る活動
４ 観光の振興を図る活動
５ 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動
６ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
７ 環境の保全を図る活動
８ 災害救援活動
９ 地域安全活動
10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11 国際協力の活動
12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13 こどもの健全育成を図る活動
14 情報化社会の発展を図る活動
15 科学技術の振興を図る活動
16 経済活動の活性化を図る活動
17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18 消費者の保護を図る活動
19 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言の活動
20 上記の活動に準じる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

② 公益性を有すると認められること。

③ 市内で実施されること。ただし、市民を対象にする事業であれば市外での開催も可とします。

④ 同一事業について、市の財源による他の補助金等を受けていないこと。

⑤ 原則として、年度内に事業が完了すること。

ただし、次に掲げる事業は補助金の交付対象となりません。

ⅰ 営利を目的とする事業

ⅱ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする事業

ⅲ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする事業

ⅳ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

Ⅲ　申請手続

１．申請方法

市民提案型まちづくり事業補助金を申請する団体は、締切日までに、次の書類を提出してください。提出の際は、提出書類の確認をしますので、書類は受付窓口へ直接ご持参ください。郵送及び申請団体の関係者以外の方が持参された場合は受け付けできません。

⑴受付窓口

西都市役所　市民協働推進課（コミュニティセンター１階）

電話　直通 43-1204

⑵提出書類

① 市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書（要綱様式第１号）

② 実施団体概要（要綱様式第２号）

③ 事業企画書（要綱様式第３号）

④ 事業収支計画書（要綱様式第４号）

⑤ その他、様式に明記され必ず必要なものとして、次のものがあります。

ⅰ　申請団体の会員名簿

ⅱ　申請団体の直近年度の収支（決算）報告書
（新規団体の場合で決算報告がなされていない場合は、収支予定（予算）の内容のわかるもの）

ⅲ　申請団体の規約・会則

ⅳ　申請事業の実施スケジュール

なお、申請団体が作成したプレゼンテーションに使用する資料などを添付する事もできます。

応募手続等についての説明を希望される場合は、お問い合わせください。

２．申請期間

令和２年４月１日（水）　～　１１月３０日（月）

※ 土・日・祭日は閉庁です。なお、上記期間については、補助金の交付状況により変更する場合があります。

３．申請に当たって

この市民提案型まちづくり事業補助金は、申請後、審査を行った上で補助金の交付の可否が決定されるため、申請された事業すべてに申請内容どおりの補助金が交付されるわけではありません。

申請に当たっては、補助金の交付がされなかった場合でも、支障のない事業計画、収支計画を立てていただきますようお願いします。

Ⅳ　補助対象事業の審査

１．予備審査

西都市市民協働推進課において審査します。

書類等の不備がないかの形式審査（書類審査）となります。

２．本審査

予備審査から 10 日後以降に行われる市民協働推進委員会において審査します。審査から補助金の交付決定までの流れは次のとおりです。

市民協働推進委員会

プレゼンテーションの実施

各委員採点（審査票）

点数の集計

各委員採点	
70 点以上の委員が過半数	７０点未満の委員が過半数
補助金の交付を適当とする。	補助金の交付を適当としない

７０点以上の委員の数と７０点未満の委員の数が同数の場合は、平均点数が７０点以上を補助金交付を適当とする

結果を市長に報告

審査結果に基づき補助金交付の可否及び交付額を決定

⑴プレゼンテーションの実施

申請団体によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの時間は、１事業につき、委員による質問の時間を併せ 20 分以内とします。

プレゼンテーションの日時、場所については、別途申請団体に通知します。なお、団体の都合による時間等の変更は、特別な場合を除き、対応いたしません。

無断でプレゼンテーションを欠席した場合は、申請を取り下げたものとみなします。

必要な機材等については、可能な限り市民協働推進課で準備いたしますが、場合によっては、発表者に準備していただく場合もあります。

⑵審査票による採点

各委員はコース毎に設けられた審査票により採点を行います。審査票は各項目５段階評価で採点し、各項目には重要度に応じて倍数が設けてあり、採点に倍数をかけた後の点数を集計いたします。

満点は 100 点となり、下記のとおり判断します。

① ７０点以上の委員が過半数の場合

申請どおりの補助金の交付を適当とします。

② ７０点未満の委員が過半数の場合

補助金の交付を適当でないとします。

③ ７０点以上と７０点未満の委員が同数の場合

最高採点者と最低採点者の各１名を除き集計後、平均点数が７０点以上の場合は申請どおりの補助金の交付を適当とし、平均点が 70 点未満の場合は補助金の交付を適当でないとします。

各コースにおける審査票は次のとおりとなっています。

市民提案型まちづくり事業補助金審査票
（１）初期活動サポートコース

申請事業名		申請団体名	
【事業内容審査】５段階評価により記入		委 員 氏 名	

5…非常に高く評価できる　4…高く評価できる　3…評価できる　2…あまり評価できない
1…評価できない

項　　目	採点	倍率	点数
① 市民が関心を持ち、共感できる事業であるか。		2	
② 公益に寄与する活性化につながると認められる事業であるか。		2	
③ 西都市のイメージアップに貢献できる事業であるか。		2	
④ 社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか。		2	
⑤ 今後も継続して活動を行っていくことのできる団体と認められるか。		2	
⑥ 今後、補助金に頼らない方向へ進めるのか。		1	
⑦ 事業に計画性実現性が認められるか。		2	
計　A			

【プレゼンテーション審査】

項　　目	採点	倍率	点数
① 表現力があり、事業を十分にアピールすることができたか。		2	
② 質問に的確に回答でき、事業を熟知していたか。		2	
③ 事業に対する情熱を感じることができたか。		3	
計　B			

合計 A＋B	

【意見】

1. プレゼンを通して感じた事業内容及び発表上の良かった点、問題点。

(1)良かった点。

(2)問題点。

2. **合計 A＋B** が 70 点未満の場合、具体的にどのような修正を加えればより採択に近づけるか。

(1)修正すべき点と修正方法。

(2)条件付き採択となる場合、申請額の何%なら交付しても良いか。
※適切と考える割合に○をつけ、その理由を記載してください。

① 75% ② 50% ③ 25% ④ 0%

理由

市民提案型まちづくり事業補助金審査票
（２）西都づくりサポートコース

申請事業名		申請団体名	
		委員氏名	

【事業内容審査】５段階評価により記入

5…非常に高く評価できる　4…高く評価できる　3…評価できる　2…あまり評価できない　1…評価できない

項　　目	採点	倍率	点数
① 多くの市民が関心を持ち、賛同できる事業であるか。		1.5	
② 西都市の公益に寄与するまたは活性化につながると認められる事業であるか。		2	
③ 西都市のイメージアップまたは情報発信に発展する可能性を持った事業であるか。		2	
④ 西都市の特色を活かした事業である。		1	
⑤ 市民団体が取り組む方が効果の上がる事業であるか。または、市民団体の取り組みにより換えることができる事業であるか。		1	
⑥ 社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか。		1	
⑦ 先駆性・独創性が感じられる事業であるか。また、常に新しいものを取り入れる努力が認められる事業であるか。		1.5	
⑧ 西都市の施策の推進に効果が認められる事業であるか。		1.5	
⑨ 企画力、組織力など事業を運営するうえで必要な能力を持った団体と認められるか。		1.5	
⑩ 補助金のみに頼らず、自己の資金確保を行うなど、自立しようとする意志が見受けられるか。		2	
⑪ 事業に計画性・実現性が認められるか。		1	
⑫ 事業経費について、整合性・妥当性が認められるか。		1	
計　A			

【プレゼンテーション審査】

項　　目	採点	倍率	点数
① 表現力があり、事業を十分にアピールすることができたか。		1	
② 質問に的確に回答でき、事業を熟知していたか。		1	
③ 事業に対する情熱を感じることができたか。		1	
計　B			

合計 A＋B	

【意見】

1．プレゼンを通して感じた事業内容及び発表上の良かった点・問題点。

(1)良かった点。

(2)問題点。

2．**合計 A＋B** が 70 点未満の場合、具体的にどのような修正を加えればより採択に近づけるか。

(1)修正すべき点と修正方法。

(2)条件付き採択となる場合、申請額の何%なら交付しても良いか。
※適切と考える割合に○をつけ、その理由を記載してください。

①　75%　　②　50%　　③　25%　　④　0%

理由